

市の戸籍	
総世帯	6,196
人口	35,039
男	16,657
女	18,382
(38.12月中)	
出生	44
死亡	23
転入	73
婚姻	128
離婚	5
転出	75

報しんね

第33号 昭和39年2月10日 発行所 白根市役所 編集 白根市役所



新国道 新潟 白根 夢のせて開通

幅9メートルのハイウエー

総工費十四億四千万円を投じて、四年計画で完成予定の国道八号線大野―新飯田のうち大野―白根の十キロが、一月十六日から、未舗装のまま一般車両に開放され、味方橋を通る車も四分の一に減ったといわれますが、いま白根以南の田中―新飯田間の工事が急ピッチで進められています。

同区間はすでに八メートルの道路ができ、三月ごろにはじり道のまま開放される予定で、これで市内を縦貫する国道ができることとなります。

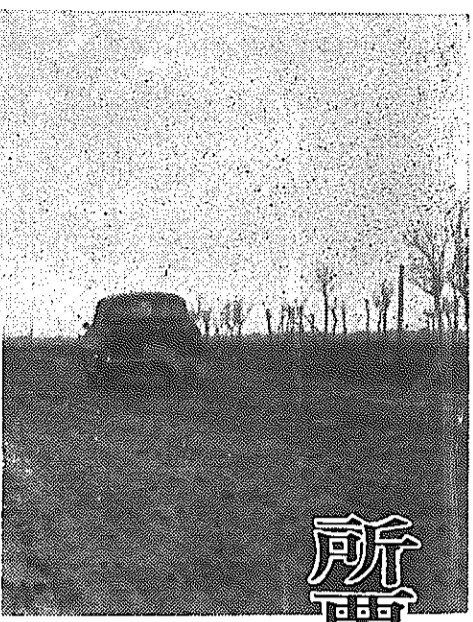
建設省新潟国道工事事務所の話によれば、土質が軟弱で一メートル以上さがっているところもあって、交通開放も自然転圧をかけて沈下の状態を調べたものの、普通はじり道のまま、三年ぐらいい放置し沈下がストップしたとき舗装するのですが、ともかく国体までには防じん舗装をして、年内には完全舗装する計画だそうです。

これが完成すれば新飯田―白根―大野―新潟二十七キロの

ハイウエーが出現するわけで、時速六十キロで走れば新飯田―新潟は三十分で走れることになり、時間も約二分の一に短縮され、交通事故も激減するものとおもわれますが、国道に交差する県、市道が十路線もあり、交差点の安全確保の方法に問題は残されています。

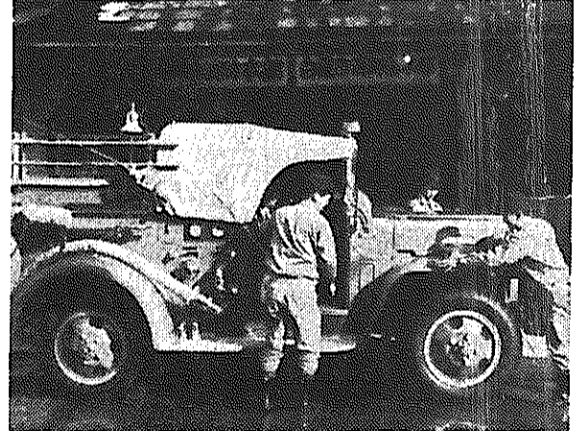
鉄道に見放され伸び悩んでいる白根市にとって、国道の開通は明るいニュースで、東京―白根―新潟を結ぶ新国道にカンパル的な効果を期待します。

三十八年度の予算では新飯田―三条市内大島地区まで着工の予定で、いまは同市代官島まで工事が進んでおり、その先の大島地区は用地問題が未解決のため着工が遅れています。いずれにしろ四十年ごろまでには三条市西本城寺まで国道を結ぶ計画で、これによって東京―新潟約三百五十キロの新国道八号線が生まれることとなります。



所要時間は1/2に短縮

市内の縦貫は三月に



消防自動車ぽんと寄付 当市出身の吉川さん(新潟)が

市消防署に一月十八日、二百八十万円もする三段タービン、無線装置を完備した新しい消防自動車三台が横づけされました。

これは新潟市川崎町株式会社吉川商店社長吉川恒吉さん(52)が市に寄贈されたもので、吉川さんは当市出身で、親友の今井消防署長に「商売の明るい目途もついたし、なにか郷里に役立つものを贈りたいのだが」とも申し立てたのがきっかけ。「それなら市の消防車の一台中、ポンコツ前なので、新車はどうだろうか」と冗談まじりにいったところ「わたしも白根の大火で焼け出され、火事の恐ろしさは身

市消防署に一月十八日、二百八十万円もする三段タービン、無線装置を完備した新しい消防自動車三台が横づけされました。

その後、関係者がお礼にあがると吉川さんは「寄贈者の名前など車に絶対に入れないでください」と願われるほどでした。

吉沢市長は「市民を火災から守るためにも、消防活動の機動性を発揮するにも本当にありがたい贈り物です」と、また今井消防署長は「無線装置を備えたりはなものの、寄贈者の意を心にきざみ一層、消防活動にがんばりたい」と話しました。

市営ガス、六月に供給

―工事、急ピッチに進む―



白根地区で市営ガス工事が始まりました。おいらの台所もいよいよ市営ガスを引くんだぞ、と明るい希望がツルハシの音にみぎぎついています。

同工事は、市が総工費七千二百万円を投じて白根(根岸)―松橋(中、下塩俵を除く地域)―それに味方村の全域にするもの。工事は順調に進み、高圧管三千、低圧管二千七百を埋設、白根地区の砂押、桜町など数町内が終わり、ガス

使用ができるのは白根地区で六月ごろ、ほかの地域は十月ごろに一部供給の予定です。

現在、ガス申し込みは白根千二百戸、根岸六十戸、味方四百戸で施設費(概算額)は内管工事設計後の二月末ごろ二千万円を、残額は四月中に納入するとのこと。

また、残額の納入については三―六月までの四カ月間、市営ガスが供給されると、ガス供給区域の天然ガス採取の更新はできなくなりますが、ご協力ください。

市営ガスが供給されると、内の銀行に月掛け積み立てを、まとめて納入してもらおうなど便宜がはかられ、内管工事の設計は係員が相談にうかがいます。

建て物や工作物に正しい手続きを

違反には施工停止の措置も

最近、建て物や工作物(煙突、高さ六メートル以上、よう壁、広告塔(板)など)が多くなつて、許可を受けずに建て物がある人が、手続きをせずにつくったときは、違反建築物として摘発されますから、ご注意ください。

違反建築物などの罰則措置は、工事施工の停止、または除却、移転、改築、使用制限、禁止などがあり、罰則には六カ月以下の懲役、または五万円以下の罰金、または罰金、ウソの届け出、報告をした人、立ち入り検査、試験をこぼさずまじげ

た人には一万円以下の罰金が科せられます。

なお敷地を購入して建築する場合、敷地が、道路に接する敷地か、通路(幅四メートル以上)がなければ建築できません。(図2)

道路が四メートル未満の場合は敷地の一部(道路側)を道としなければなりません。(図1)

狭い道路(幅六メートル未満の道路)の角屋敷は角を切らなければなりません。(図2)

道路(四メートル以上)がな、い、と建築ができない敷地(図3)

詳細は、この敷地は、課建築係におたずねください。

建設されたい

【図1】

【図2】

【図3】

お知らせ

二・三月の心配ごと相談日

さる十二月、新しく開設された「心配ごと相談所」はいままでに九件の相談をうけました。二月と三月の相談日は、次のとおりです。

二月 三日と十七日

三月 二日と十六日

農地問題は相談室で

今月の農地相談室が次のとおり開かれます。お気軽においでください。

2月	24日
2月	25日
2月	26日
2月	27日

室 飯田巻郷根瀬井岸林
新飯田大塚庄白根小

白根 建設寄付金

ご寄付ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。なお寄付金は総務課で取り扱っていますから、みなさまの一層のご協力をお願いいたします。

39年1月31日現在

▽三万二千七百九十円 諏訪ノ木第二町内▽八万五千五百円 魚町第五町内▽三万九千六百五十円 中央通り第一町内

いままでの合計 七百二十六万四千六百円